

## 民間建設関係業団体との合同意見交換会（書面開催）

### ○配付資料

資料 建設業・建設関連業団体との意見交換とりまとめ

別添1 平常時及び発災から応急対策までのフェーズにおける課題 MAP

別添2 建設業・建設関連業団体との意見交換 ～今後の取組みの基本的な考え方～

別添3 建設業・建設関連業団体との意見交換 ～今後の取組みの具体化について～

### ○意見交換会参加団体

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

一般社団法人 建設コンサルタント協会

一般社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課、 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室

令和2年6月26日

## 建設業・建設関連業団体との意見交換とりまとめ

### ～今後の取り組みの基本的な考え方について～

#### 1. はじめに

- 国土交通省では、これまで大規模自然災害発生時にTEC-FORCE等が被災自治体支援にあたってきたが、支援ニーズは増大・多様化しており、支援活動のさらなる効率化・迅速化が必要である。
- また、我が国においては、切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震、さらには気候変動による水害の頻発化・激甚化等を踏まえ、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実・強化が急務となっている。
- そのため、これまでのTEC-FORCEによる被災自治体支援等にあわせ、建設業者・建設関連業者との連携を含む、国家の総力を挙げた被災自治体の支援体制の構築が必要。
- また、被災自治体支援には、それぞれの地域で必要な人員・資機材を確保する等の即応性が不可欠である。
- そこで、災害復旧の迅速化・効率化を図るため、建設業・建設業関連団体との意見交換を行い、国土交通省(TEC-FORCE)との連携強化や、効率的かつ迅速な支援活動を行うための制度改善・体制構築等に向けた取り組みの基本的な考え方をとりまとめた。

#### 2. 建設業者・建設関連業者の災害時の支援活動に関する課題

- 本意見交換会の開催にあたり、各団体に災害時の支援活動に関する課題についてヒアリングを実施した。
- その結果、平常時に加え、発災から応急対策までのフェーズにおいて様々な課題が浮かび上がった(別添1参照)。
- これらの課題を概括すると、次のとおりである。  
(平常時)
  - ・発注者ごとに災害協定の記載内容や手続き等にばらつきがあり、標準化が進んでいない。
  - ・協定に基づく訓練実施等、平時の良好な関係構築が疎かになりがち。

等

(発災から応急対策まで)

- ・発注者の口頭要請のみで活動に着手せざるを得ない。
- ・被災現場は通常より危険であり、従業員への特別な手当や補償等を計上する必要がある。
- ・迅速な復旧を図るため、受発注者間のレスポンスを向上させる必要がある。
- ・建設業・建設関連業の災害時の活動に対する社会的評価が低い。

等

### 3. 今後の取り組みの基本的な考え方

○2. で抽出した課題を踏まえ、今後の取り組みの基本的な考え方をとりまとめた(別添2参照)。

#### (1) 災害協定の改善・標準化

- 建設業・建設関連業の特性に応じた効果的な協定とするための記載項目や運用手続きの改善や発注者間での標準化

#### (2) 災害時の入札契約等の適正・効率化

- 入札契約の適正・効率化
- 被災現場の特性を考慮した積算
- 迅速な復旧のための事務の迅速・効率化

#### (3) 災害時の連携体制の構築

- 地方整備局、地方公共団体、各業界団体等の連携体制の構築に向けた新たな仕組みづくり

#### (4) 建設業・建設関連業が果たす社会的役割の理解促進

- 発注者による、協定に基づく支援活動の積極的な広報

### 4. 終わりに

○引き続き、建設業・建設関連業団体の実務者との意見交換会を重ね、令和2年度末を目途に上記の取り組みを具体化し、令和3年度から実施可能な項目の運用を目指す(別添3参照)。

○今後も、災害発生時に被災自治体を支援する毎に、さらなる課題の抽出や改善に取り組むこととする。



## 平常時

- 発注者ごとに協定の記載内容や手続き等にばらつきがあり、標準化が進んでいない。
- 発注者により企業評価や入札における協定締結の評価にばらつきがある。
- 協定の内容に、受注者に対して無償で実施を強いるもの(発災直後の被災状況調査、被災概算額算出等)がある。
- 平日夜間や週休日の連絡体制が確保できていない場合がある。
- 協定に基づく訓練実施等、平時の良好な関係構築が疎かになりがちで、協定締結を失念している発注者すらいる。

## 発災

- 発注者からの出動要請が遅い。風水害であれば発災前からの準備も可能ではないか。
- 協会と協定を締結していても、災害時は個々の事業者に直接要請が行くことがある。
- 複数の被災自治体から同時に応援要請が行われ、優先順位が分からない。
- 多くの自治体から五月雨式に支援要請が入ると、対応不可能。協定を結んでいない発注者(市町村)の体制支援も必要ではないか。
- 地質調査や測量は、平時は個々に発注されるが、災害時は協定を締結しているにもかかわらず下請けに扱われることがある。
- 協定に基づき、発注者は事業者を選定するため、協会に対し、資機材保有状況等の会員情報の提供を求められる場合があるが、発注者から正確な情報を入手できない場合、適切な報告が困難な場合がある。また、事業者を選定するプロセスを協定書等で明確にすることで、不適切な選定ではないかという懸念を抱かせないようにする必要がある。
- 手持ち件数の制限で災害業務に参加できない、災害業務により手持ち件数を超過する場合がある。

## 事業者の決定プロセス

## 出動準備

- 災害時に一定規模の体制で出動するには、現に契約中の工事等の一時休止や工期延期が必要であるが、発注者(民間を含む)によっては認めてくれない。また一時休止等による受注者側の損失は補償されない。

## 被災地へ出動

- 災害時に通行止め等の情報が入手できず、迂回等を強いられ、機動的な出動ができない。
- 民間事業者の車両は、災害時の緊急通行が認められないことがある。

## 被災地で支援活動

- 災害時は週休日も活動するため、労働基準法第33条第1項の柔軟な適用が求められる。発注者からの働きかけも必要ではないか。
- 発注者の口頭要請のみで活動に着手せざるを得ず、現場に派遣した従業員が事故に巻き込まれた場合等、契約を証明する書類がなく労災が認められるか等の不安がある。
- 発注者からの初期情報をもとに資機材を確保するが、被災地で不足が発生しないよう多めに準備するため、余剰が発生した場合、受注者が負う損失が大きい。
- 高いリスク環境下の作業にもかかわらず、事故等によるペナルティが平時と同様である。
- 事態の進展により、発注者から指示の変更や要請内容の逐次追加により、工期設定など計画的な対応が困難である。
- 迅速な復旧を図るため、受発注者間のレスポンスを向上させる必要がある。
- 新技術(ドローン、レーザー距離計等)による成果が納品できない場合がある。

## 支援活動の精算

- 発災時、現に契約中の工事等があると、災害時の応急工事等を当該契約の変更による増工と扱われ、その落札率まで適用されることがあり、受注者側の損失が大きい。また、変更による増工と扱われたため、災害時の出動が表彰の対象とならないことがある。
- 被災現場は通常より危険であり、従業員への特別な手当や補償等を計上する必要がある。
- 支店・営業所など拠点的のない被災地に出動した場合、現地までの交通費や宿泊費等の追加的経費が認められないことがある。また被災地での宿泊場所や警備員等の確保も容易ではない。

## 応急対策終了後

- 協定に基づき応急工事等に出動しても、その後の復旧・復興工事等の入札で評価されない。表彰のタイミングが遅すぎる。
- 災害復旧事業に不慣れな自治体は、被災調査や査定設計書作成等で迅速性を損なう作業指示が多い。

- その他**
- 建設業・建設関連業の災害時の活動に対する社会的評価が低い。
  - 甚大な被災箇所にはマスコミも多く集まり、活動の支障になることがある。

# 建設業・建設関連業団体との意見交換 ～今後の取組みの基本的な考え方～

- 建設業・建設関連業5団体と、災害対応時の課題について意見交換し、抽出された課題(別添1「課題MAP」参照)を踏まえ、今後の取組みの基本的な考え方をとりまとめた。

## ① 災害協定の改善・標準化

- 建設業・建設関連業の特性に応じた効果的な協定とするための記載項目や運用手続きの改善や発注者間での標準化

- ・建設業・関連建設業団体との協議の場を通じて、災害協定の標準化に向けた調整を行う
- ・必要に応じて、協定の記載項目等の改善を進める
- ・災害協定等により事業者選定のプロセスを明確化

## ② 災害時の入札契約等の適正・効率化

- 入札契約の適正・効率化

- ・口頭ではなく文書による要請、書面での契約の徹底
- ・業種ごとの契約の徹底

- 被災現場の特性を考慮した積算

- ・被災現場のリスクを考慮した手当や補償等の予定価格への反映等

- 迅速な復旧のための事務の迅速・効率化

- ・遠隔臨場の活用
- ・受発注者間のレスポンス向上の努力

## ③ 災害時の連携体制の構築

- 地方整備局、地方公共団体、各業界団体等の連携体制の構築に向けた新たな仕組みづくり

- ・平時には意見交換や連携訓練等を実施し、災害時には迅速な災害情報を共有するための体制を構築
- ・円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討
- ・災害協定等により、災害対応の優先順位を明確化する
- ・災害対応時における協力業者車両の緊急通行の円滑化

## ④ 建設業・建設関連業が果たす社会的役割の理解促進

- 発注者による、協定に基づく支援活動の積極的な広報

- ・災害対応時において統一された着用物(ビブス等)を検討

- TEC-FORCEと団体独自の取組(SURVEY-TEC、GEO-FORCE等)との連携強化

# 建設業・建設関連業団体との意見交換 ～今後の取組みの具体化について～

- 第2回意見交換会でとりまとめる「基本的な考え方」を踏まえ、引き続き、建設業・建設関連業団体の実務者との意見交換を重ね、令和2年度末を目途に取組みを具体化し、令和3年度から実施可能な項目の運用を目指す。

令和2年2月27日

第1回 合同意見交換会

令和2年3月末

「今後の検討の方向性」のとりまとめ

令和2年5月下旬～

個別に意見交換

「基本的な考え方」について、  
団体ごとに個別に意見交換を実施。

令和2年6月26日

第2回 合同意見交換会

「基本的な考え方」のとりまとめ

建設業・建設関連業団体の実務者との意見交換を重ね、  
令和2年度末を目途に取組みを具体化し、  
令和3年度から実施可能な項目の運用を目指す。

令和2年度末を目途に取組みを具体化

令和3年度から運用